

# 第6章 計画の推進体制

## 1. いきいき瀬戸21計画推進組織体制

### 瀬戸市健康都市推進市民会議

#### <いきいき瀬戸21計画推進委員会>

- ・瀬戸市自治連合会
- ・瀬戸市体育協会
- ・瀬戸歯科医師会
- ・公立陶生病院
- ・瀬戸市民生委員児童委員協議会
- ・瀬戸市小中学校PTA連絡協議会
- ・瀬戸市地域婦人団体連絡協議会
- ・瀬戸市保健推進員協議会
- ・愛知県瀬戸保健所
- ・瀬戸旭医師会
- ・瀬戸青年会議所
- ・瀬戸旭長久手薬剤師会
- ・瀬戸市社会福祉協議会
- ・瀬戸市小中学校長会
- ・瀬戸市県立高等学校長会
- ・愛知県陶磁器工業協同組合
- ・瀬戸市健康づくり食生活改善協議会

- ・瀬戸市老人クラブ連合会
- ・瀬戸市学校保健会
- ・瀬戸市公民館協議会
- ・瀬戸私立幼稚園長会
- ・瀬戸市消費生活改善推進員
- ・瀬戸陶磁器工業協同組合
- ・瀬戸市国民健康保険運営協議会
- ・瀬戸市保健医療福祉総合調整推進会議
- ・瀬戸市議会
- ・瀬戸商工会議所
- ・瀬戸市社会福祉協議会ボランティアセンター
- ・瀬戸市体育指導委員連絡協議会
- ・瀬戸市障害者団体連絡協議会
- ・名古屋学院大学
- ・瀬戸陶磁器卸商業協同組合
- ・愛知県珪砂鋳業協同組合
- ・連合愛知尾張東地域協議会
- ・あいち尾東農業協同組合瀬戸支店
- ・瀬戸市教育委員会
- ・瀬戸市

#### <事務局>

瀬戸市健康福祉部健康課

## 2. いきいき瀬戸21計画推進委員会設置要綱

第1条 瀬戸市民が健康で生き生きと生活できる社会の実現をめざした「健康日本21瀬戸市計画」を達成するため、いきいき瀬戸21計画推進委員会（以下「委員会」とする）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、計画推進委員会及び次の専門部会で構成する。

（専門部会）

第3条 計画推進委員会の円滑な推進のために、下記の専門部会を設置する。

- （1）住民代表による健康づくり専門部会
- （2）庁舎内健康づくり専門部会
- （3）学校保健専門部会
- （4）産業保健専門部会

なお、専門部会は、既存の委員会等に充てることができる。

（委員）

第4条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

2 委員会に委員長、副委員長を置き、これらは委員の互選により決定する。

3 委員の任期は、2年間とする。なお、再任をさまたげない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事務）

第5条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の進行管理に関すること
- （2）計画の中間見直しに関すること
- （3）計画の最終評価に関すること
- （4）その他、計画推進に関わること

（委員会の運営）

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を聴くことができる。

（審議機関）

第8条 委員会での検討結果を瀬戸市健康都市推進市民会議に報告する。

（保健所との連携）

第9条 計画の進行管理にあたっては、瀬戸保健所との連携を図る。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

## 別表

## — 委員名簿 —

	氏名	所属団体
委員長	野田 正治	瀬戸旭医師会
副委員長	丹羽 孝男	瀬戸市社会福祉協議会
委員	森田 敬一	公立陶生病院
委員	加藤 千博	瀬戸歯科医師会
委員	水野 草平	瀬戸旭長久手薬剤師会
委員	川本 郁夫	瀬戸市自治連合会
委員	加藤 庄平	愛知県陶磁器工業協同組合
委員	水野 亮二 (旧 比奈田 陽子)	瀬戸市民生委員児童委員協議会
委員	塚本 周二	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会
委員	太田 久美	瀬戸市小中学校長会（養護教諭）
委員	坂 里美	愛知県立高等学校長会（養護教諭）
委員	加藤 智子	瀬戸市体育協会
委員	玉木 淑子	瀬戸市地域婦人団体連絡協議会
委員	加藤 教授	（社）瀬戸青年会議所
委員	稲垣 ノブ子	瀬戸市保健推進員協議会
委員	池田 昌子	瀬戸市健康づくり食生活改善協議会
委員	下岸 誠子	愛知県瀬戸保健所